

久保委員提出資料

第 5 回建築基準法の見直しに関する検討会
(平成 22 年 5 月 26 日)

適合性判定制度のあり方について

東京大学
大学院工学系研究科建築学専攻
久保 哲夫

適合性判定制度の目的

専門家の行う設計(構造計算)の行為を、第三者的な立場に立つ専門家が評価を行う/レビューする。(専門家の行為を専門家が同等な立場でチェックする。)

ピア レビュー、ピア チェック、

適合性判定制度の対象

Peer Reviewを行う必要がある建築物(設計行為)

→ 対象は、設計に(高度な)判断を必要とする専門性の高い設計行為

対象例:

- (1) 保有水平耐力を確認する設計(ルート3の設計行為による建築物)
- (2) 限界耐力計算による設計
- (3) ルート2の一部の設計(RC構造では、崩壊メカニズムの確保のルート)

Peer Reviewの目的から:

- (1) 適合性判定対象は、設計行為に対して設定する。
→ 誰が設計行為に携わったかの観点の立つものではない。

Peer Reviewは:

- (1) 資格を認められた(構造一級)建築士が、
(2) 適正なモデル化により、正しく計算で、適切な設計を行い、
(3) 設計図書を分かり易く(分かり易いフォーマットと適正な表現)準備すれば、
→ 適合性判定に要する時間は短縮される。
← 上は理念で、実態が異なるなら、“理念を実体化する制度設計”を
本検討会で提案する。

適合性判定の功罪のうちの“功”は？

- “Reviewer”となった設計士が、モデル化等の設計上の問題点を自己の設計行為に反映、資することができる。

その他(その1)

適合性判定の対象を、生産形態を要素に限定をすることの件：

対象を建築主とエンドユーザーの異なる建築物に限る件(分譲形式の建築物に限る件)：

自己責任論をどう捉えるか？ (建築物は、社会を構成する一要素と捉えるか？)

エンドユーザーが変わる際(売買等)には、“適判”の履歴(適判を受けたDocument)の有無が価値(性能評価)に反映される社会システムになるかもしれない／なって欲しいと考える。

↳ 設計図書の保存期間の短縮化の提案があったが、“不賛成”である。

その他(その2)

法令、告示等の規範システムの構築に関する件：

建築生産に携わる建築界が“より良い建築”を生産する制度、ガイドライン、設計資料等のデータベースを整備する。

国は、提案された制度、GL、DB等が適正であれば／国の定める法令基準内容以上もしくは同程度であれば、告示、技術的助言等に積極的にエンドースする。→ その為の制度設計をする。建築界は、国の法令、基準等に“過大に”頼るのではなく、自分たちで良い建築を生産するシステム構築をはかる。→ その結果を、国は積極的にendorseする。